

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成21年3月3日

宮古地方振興局長 田 山 清

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ジョイス

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス宮古千徳店 宮古市板屋二丁目1番2ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成21年1月6日

オ 変更の理由 設置者及び小売業者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 平成21年2月13日

(3) 縦覧場所 宮古地方振興局企画総務部及び宮古市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 株式会社ジョイス

(イ) さとう商事株式会社

(ウ) 有限会社木村商店

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス山田店 下閉伊郡山田町大沢第1地割43番6ほか

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成21年1月6日

オ 変更の理由 設置者の代表者の変更及び小売業者の変更のため

(2) 届出年月日 平成21年2月13日

(3) 縦覧場所 宮古地方振興局企画総務部及び山田町役場